介護職員等による 喀痰吸引等行為の実施について

目次

1.喀痰吸引制度について

- 1-1.介護職員等が喀痰吸引等を実施するためのこれまでの経緯
- 1-2.介護職員等が喀痰吸引等を実施するための研修・登録の流れ

2.喀痰吸引制度の区分

- 2-1.喀痰吸引等の研修の区分
- 2-2.喀痰吸引等の事業者の区分
- 2-3.喀痰吸引等の特定行為の区分

3.登録手続きについて

- 3-1. 従事者の登録に関する手続①
- 3-2. 従事者の登録に関する手続②
- 3-3.事業者登録に関する手続①
- 3-4.事業者登録に関する手続②

4.留意事項・その他

- 4-1.登録に関する留意事項
- 4-2.令和7年度喀痰吸引等研修について
- 4-3.ホームページ・問い合わせ先

1-1.介護職員等が喀痰吸引等を実施するためのこれまでの経緯

平成23年度まで介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等

- ·平成22年 特別養護老人ホームにおいて、一定の研修を受けた介護職員が口腔内の喀痰吸引、胃ろうによる経管栄養の喀痰吸引等を行うことが出来ることとされました。平成23年 平成24年度からの制度化に向け、県で喀痰吸引等を実施(口腔内、鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養)。
- ·その他の経過措置としてALS患者の在宅療養や盲・聾養護学校におけるたんの吸引など

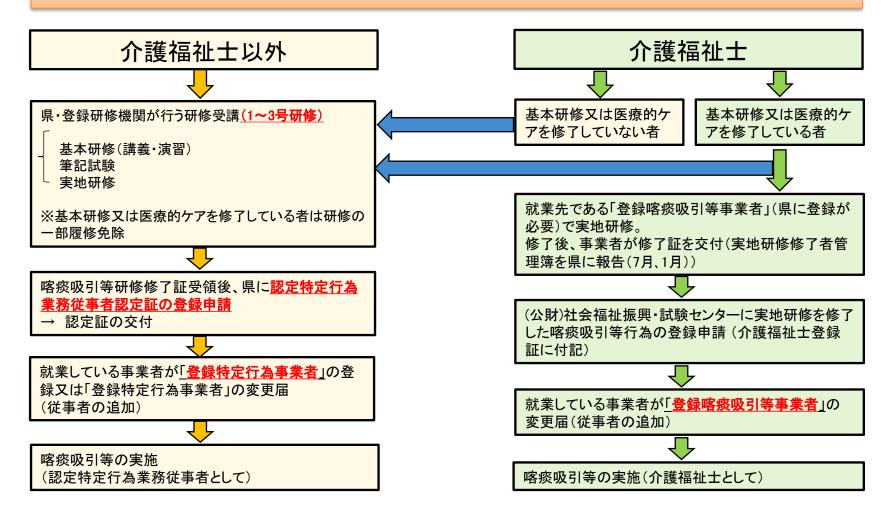
平成24年度社会福祉士及び介護福祉士法の改正

- ・都道府県が行う「喀痰吸引等研修」を修了し、「認定特定行為業務従事者」として県に登録した介護職員等は、県に登録された事業所(登録特定行為事業者)において、一定の条件
- (医師の指示等)のもとに、喀痰吸引等の行為(特定行為)を実施できることとなりました。
- ・ また、<u>平成24年度以前に研修を受けた介護職員(経過措置者)及び事業所も登録が必要</u>となりました。

平成28年度介護福祉士国家試験受験における医療的ケア(講義と演習)の義務化

- · <u>平成28年度以降の介護福祉士国家試験に合格し、実地研修を修了していない介護福祉士に対</u>し、事業所で実地研修を行うことができる「登録喀痰吸引等事業者」の規定が新たに追加されました。
- · この改正を受け、県では、平成29年7月31日付けで「登録喀痰吸引等事業者の登録にかかる手引き」及び「登録喀痰吸引等事業者登録にかかるQ&A」を作成し通知しました。
 - ・※登録喀痰吸引等事業者は、県への事業者登録が必要

1-2. 介護職員等が喀痰吸引等を実施するための研修・登録の流れ



(注意)

県の喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為従事者として就労している方が、平成29年1月以降の介護福祉士国家試験に合格した場合は、喀痰吸引等の行為を

- ①引き続き「認定特定行為業務従事者」として行う。
- ②(公財)社会福祉振興・試験センターに登録申請し、実施可能な喀痰吸引等の行為を介護福祉士登録証に付記することで「介護福祉士」として行う。
- のどちらかを選択することができます。

2-1. 喀痰吸引等の研修の区分

- 1. 第1号、第2号研修
- →「不特定多数の者」に喀痰吸引等を行うための研修
 - (1) 第 1 号研修 5 つ全ての特定行為ができる者
 - (2) 第 2 号研修 1 つから 4 つの特定行為ができる者

高齢福祉保険課 所管

2. 第3号研修

- →「特定の者」にのみ喀痰吸引等を行うための研修
- ・特定行為は「特定の者」に対応したもの

障がい福祉課 所管

2-2. 喀痰吸引等の事業者の区分

1. 登録特定行為事業者

認定証の交付を受けた介護職員等が喀痰吸引等を行う事業者

2. 登録喀痰吸引等事業者

実地研修を修了した介護福祉士で(公財)社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等の行為の登録を行った介護福祉士が 喀痰吸引等を行う事業者(実地研修を修了していない介護福祉士(※)に対し、事業所で実地研修を行うことができる)

※平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者、平成29年3月以降の介護福祉士 養成施設卒業生に限る

2-3. 喀痰吸引等の特定行為の区分

喀痰吸引

- ①口腔内の喀痰吸引
- ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ※平成30年度から人工呼吸器装着者に対応した研修の募集を開始
- ※令和2年度から半固形化栄養剤による経管栄養の研修の募集を開始

経管栄養

- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 5 経鼻経管栄養

3-1. 従事者の登録に関する手続①

申請に必要な書類(新規申請)

認定特定行為業務従事者(H24~)			
1	様式1-1(第1号、第2号研修修了者用の申請書)		
2	様式1-2(第3号研修修了者用の申請書)		
3	様式1-3(誓約書)		
4	住民票(※本籍の記載があるもの。)		
5	喀痰吸引等研修修了証写(施設の原本証明が必要)		

申請に必要な書類(行為の追加)

認定特定行為業務従事者			
1	様式1-6(第1号、第2号研修の行為追加申請書)		
2	認定証の原本		
3	喀痰吸引等研修修了証写(施設の原本証明が必要)		

3-2. 従事者の登録に関する手続②

変更等に必要な書類

認定特定行為業務従事者(H24~)				
変更	様式3-1(氏名、本籍、住所)			
	変更事項前後の分かる資料(住民票や免許証の写しなど)			
再交付	様式4			
	県証紙450円			
辞退	様式5-1			
	認定証原本			
死亡等	様式6			

※ 結婚等により氏名が変わった場合は、変更届の提出が必要ですが、 再交付の申請は任意です。

3-3.事業者登録に関する手続①

申請に必要な書類(新規登録)

登録は、事業所・施設(サービス)ごとに必要となります。

	登録特定行為事業者	登録喀痰吸引等事業者			
1	様式6-1(事業者登録申請書)	左同			
2	登記簿	左同			
3	定款	左同			
4	様式6-2(特定行為従事者名簿)	左同		※ 既に登録特定行為 事業者で、新たに登	
5	様式6-3(事業者誓約書)	左同		録喀痰吸引等事業者	
6	様式6-4(事業者登録適合書類)	左同		の登録を希望する場 ── 合は、2から8までは <u></u>	
7	事業者登録チェックリスト (各種規程、マニュアル等の添付)	左同		省略可	
8	喀痰吸引等業務方法書	左同 🥒	左同 _		
9		喀痰吸引等実地研修業務方法書			
10		様式10(指導看護師名簿)			

3-4.事業者登録に関する手続②

変更等に必要な書類

項目	登録特定行為事業者 登録喀痰吸引等事業者
行為の追加	様式7(更新申請書)
登録時の内容の変更(※)	様式8(変更登録届出書)
登録喀痰吸引等行為の一部または全てについて、 登録の必要がなくなった場合	様式9(登録辞退届出書)
登録通知の再交付	登録通知再交付申請書、県証紙750円

※ 届出の必要な変更内容

- ●開設者に関する事項(法人代表者氏名・住所等)
- ●事業所の名称・所在地
- ●認定特定行為業務従事者の変更(採用、退職)など

4-1.登録に関する留意事項

従事者及び事業者

介護職員等が利用者に対し、喀痰吸引等の行為を行う場合は、<u>認定特定行為業務従事者の登録と事業者が登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として登録がなければ実施できません</u>(研修を修了しただけではできません)。

登録を受けずに特定行為を行った者は、30万円以下の罰金に処せられることとなります。十分注意してください(社会福祉士及び介護福祉士法附則第23条第1項第1号)。

なお、事業者の登録状況は県のホームページに掲載しています。

また、<u>職員の一覧に変更があっても変更の届出が提出されていない事業者が見受けられます</u>ので、認定特定行為業務従事者の登録申請と同時に届出(様式8)を提出してください。

登録特定行為事業者

事業所の新規登録手続には時間を要しますので、事業開始予定日の1ヶ月程度前までの申請をお願いします。

登録喀痰吸引事業者

申請時に「平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者」、「平成29年3月以降の介護福祉士養成施設の卒業生」、「公益財団法人社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等行為を登録した介護福祉士」のいずれかの職員がいる事業所に限りますので留意願います。なお、認定特定行為業務従事者である介護福祉士が公益財団法人社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等行為を登録した後は、介護福祉士としてのみ喀痰吸引等行為を行うことになるため、事業所は登録喀痰吸引等事業者の登録が必要となります。

4-2.令和7年度喀痰吸引等研修について

研修案内(第1号、第2号研修)

区分	対象者	募集開始	〆切予定
1号•2号研修	介護職員等		5月中旬
指導看護師の伝達講習	指導する看護師		5月中旬
認定特定行為業務従事者実地 研修前講座•演習	2号研修を修了し、新たに気管カニューレ内部 の喀痰吸引、経鼻経管栄養を追加したい従事 者(経過措置者は対象外)	4月下旬	6月下旬
人工呼吸器追加講座・演習	・1号、2号研修を受講する者で、人工呼吸器 の行為の追加を希望する者 ・既に特定行為業務従事者であり、人工呼吸器 の行為の追加を希望する者		5月中旬

<u>令和7年度の研修は、4月下旬に県ホームページに掲載予定です。個別通知は行わないため留意</u> <u>願います。</u>

研修案内(第3号研修)

研修は、「登録研修機関」での実施となります。※県では実施していません。

県ホームページから、登録研修機関登録簿を確認の上、各研修機関へお申し込みください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/tankyuinkenshu-tokutei.html

4-3.ホームページ

喀痰吸引等研修(第一号、第二号研修)について
http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kakutantoukensyu.html

青森県喀痰吸引等関係登録について

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kakutankyuuinnto-toroku.html

青森県喀痰吸引等研修事業(第三号研修)について
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/tankyuinkenshu-tokutei.html

県庁ホームページ内で、「喀痰研修」または「喀痰登録」と検索してください。

問合せ先

高齢福祉保険課介護保険グループ 電話 017-734-9298(直通) FAX 017-734-8090

障がい福祉課障がい福祉事業者グループ 電話 O17-734-9308(直通)

FAX 017-734-8092